

# 入所者選考要領書

1/2 分類番号 7N-C005-001  
制定 2007/09/01

改訂 2009/10/01 03 版

主管部門 特別養護老人ホームヴィラ稲荷山

## 介護老人福祉施設 ヴィラ稲荷山 入所者選考規程

### (趣旨及び目的)

第一条 この入所者選考規程は、「京都市介護老人福祉施設入所指針（以下「指針」という。）」に基づき策定したものであり、入所決定等に関わる業務は「指針」とこの選考規程によって適正かつ円滑に行う。趣旨及び目的、その他ここに定めのないものに関しては「指針」に準拠するものとする。

### (入所検討委員会の設置)

第2条 入所選考等に関わる事項については、前条の目的を達成するため入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、協議する。

2. 委員会は、施設長、事務管理者、医師、生活相談員、看護師、ケアワーカー、介護支援専門員、第三者委員で構成し、施設長以外の委員は施設長が任命する。
3. 委員会は、1ヶ月に1回開催するものとするが、必要が生じた場合には施設長が召集し開催することができる。
4. 委員会は、委員総数の過半数以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することはできない。
5. 委員会における審議は、合議によるものとする。

### (入所申込の受付)

第三条 入所希望者に関しては、「指針」の様式である「入所申込書（様式1）」、「優先入所に関する評価票（様式2）」及び「入所選考に関わる調査票（様式3）」を用い、原則として担当の介護支援専門員を通じて随時受け付けるものとする。

2. 入所申込は、受付順に従って「ヴィラ稲荷山入所申請受付簿（7N-D004-010）」を作成する。

### (優先入所該当者名簿の作成)

第四条 定例の委員会では「ヴィラ稲荷山入所申請受付簿」に従って新規の申込者全員に関して、「優先入所に関する評価票」の「基本評価」や「特記事項（意見）」により総合評価を行い、入所の必要性の高い方を総合評価Aとし、当該申込者を優先入所該当者として「優先入所該当者名簿（7N-C004-013）」を作成する。

2. 優先入所該当者名簿は、当施設の居室の条件に合わせ作成する。
3. 総合評価A以外に該当する申込者で、心身や居住環境等の状況変化等により変更届があった場合や入所の必要性の高い新規申込者があった場合は、委員会において随時変更または追加を行う。
4. 優先入所該当者名簿は、前各項により見直しを行い毎月1日に更新する。

### (入所者の決定)

第五条 委員会は、施設に欠員が生じた場合に優先度が高い申込者が速やかに入所できるように、第六条に示す優先選考指標などを用いて審議し、「優先入所該当者名簿」の中から直近の欠員発生時に

# 入所者選考要領書

2. 「入所予定者」に選考された申込者については、担当の介護支援専門員の協力を得て担当者による面接調査を実施し、現在の心身状況や入所意思の再確認を行い、さらに健康状態の把握のため診断書の提出を求めることとする。
3. 前項の調査により、次に掲げる各号に該当する場合は「入所予定者」の該当を取り消すことができる。
  - (1) 入院治療が必要であるなど当施設での対応ができない場合
  - (2) 状況が改善され優先入所の該当者でなくなった場合
  - (3) 当該申込者の心身の状況が、「優先入所に関する評価票」及び「入所選考に関わる調査票」の記載内容と大きく乖離し優先入所該当者と認められない場合
4. 施設は、面接終了後「入所予定者」に対し選考結果の通知を行い、入所に向けて円滑な準備を行う。
5. 委員会は、「入所者選考票（7N-D004-001）」を用いて入所決定に至る経過を記録し、これを2年間保管する。

## (優先選考指標)

第六条 前条第一項の当施設の優先選考指標は、次に掲げる各号とする。

- (1) 地域性（家族等との交流の維持確保ができ、また在宅復帰の可能性が検討できる程度の地域に、本人または家族が居住していること）
  - (2) 在宅サービスの利用状況（在宅サービスを最大限に利用しても居宅での生活の維持に支障がある。または、経済的な事情や居住環境等により在宅サービスの導入が困難である）
  - (3) 待機期間（当施設に入所申請後、その期間が一年以上などとなっている）
  - (4) 介護者の状況（介護者が得られない、または介護者自身が高齢、虚弱、疾病等にあり十分な介護が行えない）
  - (5) 本人の意思（本人に当施設への入所意思が強い具体的理由が存在する）
  - (6) 特別な事由（上記以外の特別な事由がある）
2. 担当者は、「優先入所に関する評価票」及び「入所選考に関わる調査票」の記載内容をもとに、優先入所該当者ごとに「優先選考指標票（7N-D004-002）」を作成し、該当項目数、重要性及び緊急性を勘案して「入所予定者」選考対象者として委員会に提出するものとする。

## (適正運用)

第七条 施設は、入所申込者及び申込代理人から、優先入所該当者及び入所予定者の選考にかかる内容について説明を求められた場合、十分な説明を行うものとする。

2. 前項に係る説明及び資料の開示を行う場合は、プライバシー等個人情報の取り扱いに細心の注意を払い、その保護に当るものとする。

附則 この規程は、平成20年2月1日から改訂運用する。  
この規定は、平成21年4月1日から改訂運用する。  
この規定は、平成21年10月1日から改訂運用する。